

NACCS(旧 府省共通ポータル)の

「入港料減免申請」を利用する際の注意点

NACCSの「入港料減免申請」を横浜港へ申請する場合は、必ず「入港料の額」及び「減免を受けようとする額」を入力して下さい。

また、横浜港における「減免を受けようとする理由」の理由コードは以下のとおりです。

【入力画面】

船舶基本情報
船舶コード* [] 名称 (J) * []
総トン数* [] t 課金対象トン数* [] t

船舶運航者情報
船舶運航者 []
名称 (J) []
住所 (J) []

内航・外航の別
内航・外航* []

入港港情報
入港港* [] 入港日* []/[]/[]
着岸場所* []

減免情報
入港料の額 [] 円 減免を受けようとする額 [] 円
減免を受けようとする理由* 1YH03 []

申請担当者情報
申請担当者名 (J) * []
電話番号* []

備考 (J) []

横浜港へ申請する際の減免理由コードを入力してください。
減免理由コードの一覧は次ページの通り

【問い合わせ先】 横浜港埠頭株式会社 北部管理事務所：045-521-8080
横浜市港湾局 港湾管財課：045-671-7082

入港料減免理由コード一覧

【環境減免の該当がない場合はこちらのコードになります。】			【環境減免に該当する場合はこちらのコードになります。】		
理由コード	減免額	理由	理由コード	減免額	理由
		—	1YH33	15%相当額	環境配慮船が入港したとき
		—	1YH39	全額	LNGを供給する船舶が横浜港に入港したとき
		—	1YH40	全額	LNGを燃料とする船舶が横浜港に入港したとき
1YH03	50,000総トン相当額を超える額	50,000総トン数以上のコンテナ船が入港した時	1YH23	左の額に加えて15%相当額	環境配慮船である50,000総トン数以上のコンテナ船が入港した時
1YH04	全額	新規定期航路を開設したとき			—
1YH06	全額	試運転のため出港した船舶が、他港に入港すること無く再入港したとき			—
1YH08	30%相当額	1回の入港につき1,000個以上1,500個未満のコンテナ貨物を取り扱ったとき	1YH24	左の額に加えて15%相当額	環境配慮船かつ、1回の入港につき1,000個以上1,500個未満のコンテナ貨物を取り扱ったとき
1YH09	50%相当額	1回の入港につき1,500個以上のコンテナ貨物を取り扱ったとき	1YH25	左の額に加えて15%相当額	環境配慮船かつ、1回の入港につき1,500個以上のコンテナ貨物を取り扱ったとき
1YH38	全額	横浜を船籍港とする客船が入港したとき			—
1YH15	全額	客船が市民クルーズを実施したとき			—
1YH16	全額	客船が着岸中に船内見学会を実施したとき			—
1YH17	全額	コンテナ貨物の輸送に供しているはしけ及びプッシャーボート等が横浜港に入港したとき			—
1YH18	1/2相当額	コンテナ船が東京港又は川崎港と横浜港とに連続して入港したとき	1YH28	左の額に加えて15%相当額	環境配慮船であるコンテナ船が東京港又は川崎港と横浜港とに連続して入港したとき
1YH19	2/3相当額	コンテナ船が東京港、川崎港及び横浜港に連続して入港したとき	1YH30	左の額に加えて15%相当額	環境配慮船であるコンテナ船が東京港、川崎港及び横浜港に連続して入港したとき
1YH20	全額	内航コンテナ船舶が入港したとき			—
1YH21	全額	コンテナ船が東京港又は川崎港と横浜港とに連続して2回入港したとき			—
1YH22	全額	コンテナ船が東京港、川崎港及び横浜港に連続して2回入港したとき			—
1YH32	全額	市長又は京浜港長の発する避難勧告に従って出港した船舶が、他港に入港することなく再入港したとき			—
1YH35	—	その他市長が特に認めたとき			—